

## ○桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成17年9月30日

告示第164号

【改正 平成20年04月22日 告示第90号】

【改正 平成22年04月20日 告示第108号】

【改正 平成27年03月31日 告示第74号】

(趣旨)

第1条 桜井市は、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりのための第一歩として、地震時において倒壊して避難路等をふさぎ避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高く、又は大規模火災の可能性のある木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、既存木造住宅の耐震診断に関して所有者の申請に基づき耐震診断員を派遣し、耐震診断を行う既存木造住宅耐震診断事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、この要綱は、その実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。

2 この要綱において「耐震診断」とは、県の定める方法に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。

3 この要綱において「耐震診断員」とは、奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成17年11月4日施行）第5条第1項の規定に基づき奈良県木造住宅耐震診断員として登録された者をいう。

(事業対象区域)

第3条 事業の対象となる区域（以下「事業対象区域」という。）は、市内全域とする。

(事業対象住宅)

第4条 事業の対象となる住宅（以下「事業対象住宅」という。）は、事業対象区域内に存する住宅のうち昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅であって、延べ床面積が250平方メートル以下で、かつ、地階を除く階数が2以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱の規定に基づき事業が決定された住宅については、事業の対象としない。

(事業対象者)

第5条 事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に規定する事業対象住宅の所有者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（事業内容）

第6条 市長は、事業対象住宅の所有者の申請に基づき、耐震診断員の派遣を行う。

2 事業の対象となる者の負担する費用は、無料とする。

（事業の申請）

第7条 前条の規定により事業を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 桜井市既存木造住宅耐震診断事業申請書（第1号様式）
- (2) 事業対象住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 事業対象住宅の建築時期が確認できる書類
- (4) 事業対象住宅の位置図、住宅の外観写真
- (5) 市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書（第2号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業の決定等）

第8条 市長は、前条の書類を受理し適当と認めるときは、事業の決定を行い、桜井市既存木造住宅耐震診断事業決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業の目的を達成させるために必要な条件を付することができる。

2 市長は、前条の申請を不適当と認めこれを却下するときは、桜井市既存木造住宅耐震診断事業申請却下通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認の申請）

第9条 前条第1項の規定により事業の決定を受けた者（以下「事業決定者」という。）は、当該事業の決定に係る内容を変更しようとするときは、桜井市既存木造住宅耐震診断事業内容変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理し適当と認めるときは、桜井市既存木造住宅耐震診断事業内容変更決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（中止の承認の申請）

第10条 事業決定者は、当該事業の決定に係る耐震診断を中止しようとするときは、桜井市既存木造住宅耐震診断事業中止承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了報告書の提出）

第11条 耐震診断員は、事業を完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 調査結果報告業務完了報告書（第8号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（その他）

第12条 この要綱に規定するもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月22日告示第90号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月20日告示第108号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第74号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

桜井市長 様

申請者 ㊟

桜井市既存木造住宅耐震診断事業申請書

桜井市既存木造住宅耐震診断事業を受けたいので、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

|           |        |                   |                |
|-----------|--------|-------------------|----------------|
| 住宅の所在地    | 桜井市    |                   |                |
| 住宅の所有者    | 住 所    | 桜井市               |                |
|           | 氏 名    |                   |                |
|           | 電話番号   |                   |                |
| 住宅の構造等    | 構 造    | ・木造軸組構造           |                |
|           | 建 て 方  | ・一戸建て ・長屋建て ・共同建て |                |
|           | 延べ面積   | m <sup>2</sup>    |                |
|           | 階 数    |                   |                |
|           | 用 途    | ・専用住宅 ・併用住宅       |                |
|           |        | 併用住宅の場合の用途        | ・店舗・事務所・工場・その他 |
| 同上住宅部分の面積 |        | m <sup>2</sup>    |                |
| 住宅の建築時期   | 昭和 年 月 |                   |                |

添付書類

- ① 住宅の所有者が確認できる書類
- ② 住宅の建築時期が確認できる書類
- ③ 住宅の位置図、外観写真
- ④ 市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書(第2号様式)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

桜井市長 様

住所

氏名 ㊟

生年月日

市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書

私は、桜井市既存木造住宅耐震診断事業の申請についての審査に伴い、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条に規定する下記の市税等の納付状況及び暴力団員等の該当状況を確認することを承諾します。

記

1. 市民税
2. 固定資産税
3. 軽自動車税
4. 国民健康保険税

第 号  
年 月 日

様

桜井市長



桜井市既存木造住宅耐震診断事業決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜井市既存木造住宅耐震診断事業について、次のとおりに決定したので、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 事業の対象とする住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 この事業については、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱を適用します。

3 事業の条件は、次のとおりとします。

- (1) この事業の決定に係る内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) この事業の決定に係る耐震診断を中止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱を遵守すること。

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

桜井市長



桜井市既存木造住宅耐震診断事業申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった桜井市既存木造住宅耐震診断事業について、次のとおり却下しますので、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請のあった住宅  
所在地  
建物階数  
延べ床面積
- 2 却下の理由

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

桜井市長 様

申請者

㊟

桜井市既存木造住宅耐震診断事業内容変更承認申請書

年 月 日付け第 号で事業の決定を受けた内容について、下記のとおり変更を承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の決定を受けた住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 変更内容

3 変更理由



第6号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

桜井市長

印

桜井市既存木造住宅耐震診断事業内容変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜井市既存木造住宅耐震診断事業の内容変更について、次のとおり変更することに決定したので、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の内容変更の決定をする住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 この変更の決定となる内容は、事業内容変更承認申請書記載のとおりとします。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

桜井市長 様

申請者

㊟

桜井市既存木造住宅耐震診断事業中止承認申請書

年 月 日付け第 号で事業決定の通知を受けたことについて、下記のとおり事業の中止を承認されるよう申請します。

記

- 1 事業の決定通知を受けた住宅  
所在地  
建物階数  
延べ床面積
- 2 中止の理由

第8号様式(第11条関係)

## 調査結果報告業務 完了報告書

桜井市長 様

年 月 日付で委託契約を締結した桜井市木造住宅耐震診断業務について、下記の事業決定者の方に、作成した耐震診断報告書に関する内容の説明等を行いましたので報告します。

記

診断住宅の所有者（事業決定者）

: 住所

氏名

診断住宅の所在地 : 奈良県桜井市

耐震診断員氏名

㊞

---

## 受領確認書

桜井市木造住宅耐震診断業務に際し、桜井市から派遣された耐震診断員から、下記の書類を受領し、併せて下記の内容に関する説明を受けたことを確認します。

### 【受領した書類等】

- 耐震診断報告書一式 1部
- パンフレット「わが家の耐震改修ガイドブック」 1部
- 耐震診断受診者に対するアンケート調査票 1部
- アンケート返信用の封筒 1部

### 【説明を受けた内容等】

- 耐震診断の結果
- パンフレット「わが家の耐震改修ガイドブック」の概要
- 診断結果に応じた改修実施に向けたアドバイス
- 耐震改修補助制度の案内

年 月 日

事業決定者氏名

㊞